

総務委員会記録

令和8年3月4日(水)
10時00分～15時36分
全員協議会室

【委員】沖田委員長、柳楽副委員長、

戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員

【議長・委員外議員】澁谷議長、今田議員、森谷議員、芦谷議員

【紹介議員】森谷議員

【執行部】砂川副市長

(総務部) 山根総務部長、末岡総務課長、本常DX推進課長、
森脇防災安全課長、琴野防災安全課危機管理監、猪狩人事課長、
松山行財政改革推進課長、湯浅契約管理課長

(地域政策部) 田中地域政策部長、岸本政策企画課長、
永田まちづくり社会教育課長、鎌原人権同和教育啓発センター所長

(都市建設部) 渡邊建設整備課長

(弥栄支所) 三浦産業建設課長

(教育委員会) 松井スポーツ振興課長

(消防本部) 赤岸消防長、浅井予防課長、浦田警防課長

【事務局】森井書記

【議題】

1 請願審査

(1) 請願第67号 令和7年12月定例会議採択の総務委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について

【賛成多数採択】

(2) 請願第68号 浜田市公文書管理条例の制定及び公文書管理体制の抜本的改善に関する請願について

【賛成多数採択】

(3) 請願第69号 公文書開示業務の迅速化及び組織的な業務執行体制の構築に関する請願について

【賛成少数不採択】

(4) 請願第70号 公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について

【継続審査】

(5) 請願第71号 市民への適切な接遇の確保と公平なカスタマーハラスメント対策に関する請願について

【賛成なし不採択】

(6) 請願第72号 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保

と適正手続きの確立に関する請願について

【継続審査】

- (7) 請願第 73 号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について

【継続審査】

- (8) 請願第 74 号 産業経済部職員による飲酒事案に係る不透明な処分プロセス及び事実隠蔽の疑いに関する真相究明を求める請願について

【賛成なし不採択】

- (9) 請願第 75 号 専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について

【継続審査】

- (10) 請願第 76 号 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について

【継続審査】

- 2 議案第 1 号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

- 3 議案第 2 号 浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

【全会一致 可決】

- 4 議案第 10 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

- 5 議案第 11 号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

- 6 議案第 14 号 浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について

【全会一致 可決】

- 7 議案第 15 号 弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

【全会一致 可決】

- 8 議案第 16 号 小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

【全会一致 可決】

- 9 同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

【全会一致 同意】

- 10 執行部報告事項

- (1) 「育ち、育てる、浜田をつくる市民委員会」の開催について **【政策企画課】**

- (2) 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第 5 次）について

【人権同和教育啓発センター】

- (3) その他

- 11 所管事務調査

- (1) 令和 7 年 12 月定例会議で採択された請願（総務委員会関係）に係る事業等の進捗状況について **【DX推進課、防災安全課、人事課、まちづくり社会教育課】**

- 12 地域井戸端会のテーマ設定について（委員間で協議）

- 13 議会による事務事業評価の実施事業選出について（委員間で協議）

14 【取組課題】 防災・減災について（委員間で協議）

15 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[10 時 00 分 開議]

○沖田委員長

ただいまから総務委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。
それでは、レジュメに沿って進める。

1 請願審査

請願 10 件について審査を行う。昨日 3 月 3 日にも総務委員会を開催し、一部の請願について審査として執行部に確認をした。また、参考人も招致し、意見等を聴取したところである。本日は、引き続き審査を進めていく。

改めて委員にお願いする。請願の審査に当たっては、執行部への質疑は、あくまで審査の参考とするための現状等の確認にとどめていただきたい。

(1) 請願第 67 号 令和 7 年 12 月定例会議採択の総務委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について

○沖田委員長

委員から参考のため執行部に確認したいことはあるか。

○戸津川委員

所管事務調査で、令和 7 年 12 月定例会議で採択された請願について、執行部に調査していただいているので、その報告を受けてから、本請願についての質疑を行えば良いと考えている。お願いできるか。

○沖田委員長

所管事務調査が後にある。請願審査は最後に今回も採択を行うため、そのタイミングであれば、所管事務調査での内容を聞いた上での判断、採択になるかと思うが、それで良いか。

○戸津川委員

了解した。

○沖田委員長

その他委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、質疑を終了する。

(2) 請願第 68 号 浜田市公文書管理条例の制定及び公文書管理体制の抜本的改善に関する請願について

○沖田委員長

委員から執行部に確認しておきたいことはあるか。

○戸津川委員

公文書管理条例について、全国的にかなり制定されているところがあると請願には記載されているが、全国における公文書管理条例の制定状況について伺う。

○総務課長

全国の公文書管理条例の制定状況については、都道府県では 21 団体、市区町村では 51 団体で、市区町村での割合は約 3%である。県内 8 市においては、条例を制定している団体はなく、規則が 8 団体、訓令が 3 団体となっている。条例であるかという形式を問わず、ほとんどの自治体で文書管理に関する規定を定めており、当市も規則で定めており、これに含まれている。

○戸津川委員

県は管理条例を制定しているが、浜田市としてこの管理条例の制定に関する事について、執行部はどのように考えているか伺う。

○総務課長

12 月定例会議の総務委員会において、条例の制定については考えがないことを申し上げた。これは、地方自治法第 14 条第 2 項において「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」ことと、同法第 15 条第 1 項において「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる」との二つの規定を根拠としている。

文書管理事務は、首長の権限に属する内部管理事務であることから、そのルールについては、地方自治法第 15 条に基づき規則を制定するものと当市においては整理している。また、国における公文書等の管理に関する法律と考えを同じにしていることも申し上げた。当市において文書の作成に関して明文化はしていないが、法の趣旨に沿って作成すべき文書については確実に作成することとしており、このような考えの下、条例制定の考えはないものとしたものである。

現状、文書管理サイクルの中で当市の規則に規定がないものは、文書の作成に関することである。職員が適正に事務処理を行うことを明確にするため、事務処理規則に文書の作成を規定することなどについて検討を進めていきたいと考えている。

○戸津川委員

市の考えは理解したが、条例を制定することと、規則で運用していくことのどのように違うのかについて、もう少し説明していただきたい。

○総務課長

仮に浜田市で条例を制定することになった場合には、先ほど申し上げた文書管理サイクルに係るもののほか、歴史的公文書の保存についても併せて検討を進め、取りまとめたものを議会に議案として上程したいと考えている。

規則については、先ほど申し上げたように首長の権限であるため、必要な事項を速やかに規定できるというメリットがあると考えている。

○佐々木委員

今のやり取りを聞いていて、条例と規則の違いについて言及があったが、条例の

場合、公文書保管などの技術的なことや事務量が増加すると思われる。しかし、文書開示などにおいて、より明確に証明できる一つのものとして必要であるとする。その必要性については、規則の中で十分に満たされているという認識で良いか。

○総務課長

現在の考えでは、規則の中でも十分にそういった規定は可能であると考えている。この請願にあるように、不適切な事務処理があった場合などを懸念しての請願であると受け止めているが、仮に文書事務において不適切な処理がなされた場合は、当市の現行規則に問題があるのではなく、文書管理担当課である総務課の指導不足や、職員の事務処理のやり方に問題があるため、別軸で考え、人事制度上の厳粛な対処や指導を徹底することになるか考える。条例の有無が懲戒処分等の可否を左右するものではない。

したがって、現在の考えでは、規則の中でも十分に文書サイクルに関する規定は可能であると考えている。

○川神委員

状況は理解した。この問題について、国は条例制定を義務化してはいないが、推奨している。条例と規則がほぼ同等の権限を発動することになると、どちらでも良いという考えもあるが、国ができれば条例に移行した方が良いと進めている状況に関して、どのように解釈しているか。

○総務課長

条例制定については、制定するとなった場合には、任意での規定というところで政策法務的な位置付けになるか考える。その点において、自治体の制定権はその自治体に権限があるため、自治体の判断でどうすべきかを検討すべきものと考えている。そのことも反映して、全国的に地方公共団体での公文書管理条例の制定があまり進んでいないのではないかと考えている。

○沖田委員長

その他委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、次に進む。

(3) 請願第 69 号 公文書開示業務の迅速化及び組織的な業務執行体制の構築に関する請願について

○沖田委員長

委員から、執行部に確認しておきたいことはあるか。

○戸津川委員

公文書の開示請求の現在の状況について、ここ 1 年ほどの状況をまず伺いたい。現在、どの程度の開示請求があり、また、特定の方がどれくらい提出しているかという状況が分かれば教えていただきたい。

○総務課長

情報公開の開示請求については、令和6年度の実績で申し上げますと、1年間で38件となっている。令和7年度については、令和8年1月16日現在の数字であるが、219件となっている。特定の人からの請求といった整理はしていないが、課ごとで見ると、一定期間に請求が多くなされている状況にある。

○戸津川委員

特定の課に出ているという状況であるが、特定の課で多いところほどの程度の件数か教えていただきたい。

○総務課長

特定の課で多いところを申し上げますと、教育委員会スポーツ振興課で64件となっている。次に、防災安全課で14件となっている。

○戸津川委員

開示請求は請求されてから2週間以内に提出しなければならないとのことだが、請願者の中には遅延がある旨の指摘がある。現在の開示請求件数のうち、遅延が生じた件数が分かれば教えていただきたい。

○総務課長

情報公開条例では、開示決定は請求があった日から14日以内にしなければならないこととなっている。この対応が難しい場合は、延長の規定があり、そこからさらに15日ほど延長が可能となっており、ほとんどの請求はこれら両方の規定を用いて期限内に開示決定を行っている。

○戸津川委員

14日以内に出せず、最大15日延長されたケースがどの程度あるか。

○総務課長

今年度は、59件ある。

○戸津川委員

期間を延長しなければならなかった理由は分かるか。

○総務課長

請求された文書が大量にあり、文書の特定や開示・不開示の判断に時間を要するためである。

○佐々木委員

請願事項に3点記載されているが、1点目の特定の管理職等の職員に業務が集中しないよう組織的に対応すること、2点目の事務処理の手順の確立徹底を図ること、3点目の組織全体での柔軟なバックアップ等について書かれている。おそらくこうした体制を敷いて対応された上で、先ほどのような15日以降に延長されたものが出ているという解釈で良いか。

○総務課長

委員が言うとおおり、請求のあった所属長のところで事務量を判断し、特定の職員に事務が集中しないよう調整を行っており、その上で先ほど申し上げた条例の規定に従って事務を処理しているところである。

○佐々木委員

請願事項の3点については、十分に行いながらも、やむを得ず遅れる場合もあるということか。

○総務課長

原則としては請求から14日以内に開示決定を行いたいと考えているが、先ほど申し上げたように、請求される文書が大量にあることや件数が多いことなどから、やむを得ず延長している状況である。その際には、事務量の調整等も行ってのことである。

○沖田委員長

その他、委員から質疑はないか。

(紹介議員(森谷議員)から発言の申し出あり)

ただいま紹介議員から発言の申出があったため、許可する。簡潔に願います。

○紹介議員(森谷議員)

まず、14日と15日で29日になるが、その時点で文書不存在となるケースがある。不存在であれば早く分かるはずである。また、スポーツ振興課長が一人で対応している。体制が整っていると総務課長は言った気がするが、決してそのようなことはなく、係長やスタッフにも任せず、課長一人が20件といった対応をしているため、課や係、組織全体でフォローしている体制はないと言える。総務課長は嘘を言ったと思う。

○沖田委員長

委員から質疑等はないか。

○佐々木委員

今、総務課長に対する発言に対し、紹介議員から発言があったが、実態はどうか。実行する側と周囲から見る側で違いはあると思うがどうか。

○総務課長

厳密に言うと、この事務を課の中のどの職員が担当しているかというところまで総務課では把握していないが、教育委員会スポーツ振興課とのやり取りの中でそのような話を伺っている。

○佐々木委員

なかなか作業の様子まで見ることはできないと思うが、想像するに通常業務が大変な中でこうした他の業務が増加し、しかも重要な開示請求業務となると、担当の管理職が責任を持って先頭に立って対応しているのではないかということが感じられた。

○沖田委員長

その他、委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであれば、次に進む。

(4) 請願第 70 号 公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について

○沖田委員長

委員から、参考のため執行部に確認しておきたいことはあるか。ないか。

○佐々木委員

趣旨の中に「改ざん」という表現があり、昨日も少しやり取りをする中で「改ざん」というよりむしろ「訂正」というような意味合いではないかと考えるが、その「改ざん」という表現についてどのように受け止めているか。

○総務課長

公文書の改ざんについて、改ざんをすることがまず前提にないため一般論で申し上げると、悪意を持って元々ある文書に手を加え、その記録を残さないことであると受け止めている。

○佐々木委員

改ざんの定義はそういった意味だと思うが、実際には訂正という位置付けで対応を行っているのか、その点を確認したい。

○総務課長

今回のスポーツ振興課の文書の受理日の受付印の訂正についてだと思うが、これについては調査を行った結果、確かに紙媒体を受け取った日が当初の受付印で押印していた日付と違っていたことが判明したため訂正し、その記録を権限者まで決裁を取った文書を私は確認している。

○佐々木委員

紹介議員に聞けばよかったが、この改ざんが行われたというのは、今、総務課長が言われたような箇所のことを指しているのか。

○紹介議員（森谷議員）

まず、なぜ訂正が行われたかがポイントである。公文書開示請求を大量にしなければどこに何があるか分からなかったため、公文書開示請求から始まり、納品日より前に検品が行われていることが判明した。実際には 15 日に納品があったにもかかわらず、その 1 週間前の 8 日に検品が行われている。これは単なる日付の訂正という問題ではなく、支払いも行われている。契約管理上、重大なものが公文書開示請求を積み重ねた結果、1年半後に仕方なく変更されたのであるが、そうすると今度は検品日が納品日より過去になり、つじつまが合わない状況となっている。

これは日付を変えただけの単純な問題ではなく、全てが連動しており、全部を修正しなければならないのにそこだけが修正され、契約管理課や総務課には合議が回っておらず、報告されていない。その辺りが深い問題であることを認識していただきたい。

○沖田委員長

その他、委員から質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、次に進む。

(5) 請願第 71 号 市民への適切な接遇の確保と公平なカスタマーハラスメント対策に関する請願について

○沖田委員長

委員から参考のために執行部に確認しておきたいことはあるか。

○柳楽副委員長

請願の中で、接遇の問題とカスタマーハラスメントの問題が一緒に出ているが、このことについては同じカスハラの中で考えるべき体制なのか、それとも別物として考えるべきという捉え方なのか伺いたい。

○防災安全課長

接遇については、職員のサービスや研修等に係る部分であり、カスタマーハラスメントとは別に考えるべきだと考えている。

○沖田委員長

その他、委員から質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであれば、次に進む。

(6) 請願第 72 号 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続の確立に関する請願について

○沖田委員長

委員から参考のために執行部に確認しておきたいことはあるか。

○戸津川委員

請願第 72 号と 73 号は関連があると思うが、昨日も執行部から報告があったとおり、不当要求行為等防止対策委員会を開催して手続をされたとのことである。これまでに事案があり、こうした対策委員会を開催して手続をしたことが過去にあるか伺う。

○防災安全課長

浜田市不当要求行為等防止対策委員会については、今回が初めての開催である。

○佐々木委員

昨日もいろいろやり取りをしたが、請願者から後で話を聞いたところ、不当要求委員会の資料や記録を見ても具体的な発言や要求は載っておらず、「発生報告書からの意見」という文書に内容が書かれていたとのことである。その内容については分からないが、請願者はそれも事実ではないと述べている。具体的なことは言いにくいと思うが、事実ではないという点についてどのように考えているか。

○防災安全課長

この対策委員会では、提出された報告書や対応した職員の意見等を聴取し、判断したものである。その内容について、反対の立場から事実ではないと主張されても、

私どもとしてはなかなか確認ができないところである。

○佐々木委員

確認ができないとのことだが、請願者の主張が事実かどうか分からないため確認できないということか、それとも書かれたこと自体が事実かどうかの判断がつかないということか。

○防災安全課長

今回の警告書の該当項目は、要綱第2条第2号の「長時間にわたる一方的な面会又は電話による対応その他これに類する行為を強要した行為」及び第4号の「事務事業に関する市の方針が決定した後に、当該事務事業に関し、特段の事実の変更がないにもかかわらず、特定職員に対して自己の意見を殊更に繰り返し主張し、当該事業内容について意見見解等に対する回答その他の対応を執拗に強要した行為」である。この長時間にわたることや殊更に繰り返すことが確認できれば、委員会において適正に判断できたと考えている。それに関わらない部分について見解の相違があったとしても、この委員会の判断には直接影響しないと考えている。

○柳楽副委員長

請願事項の3点目に第三者による公平な審査という記載があるが、現在のやり方で第三者を交えた公平な審査になっているのか伺う。

○防災安全課長

少なくとも副市長を委員長とする市の部長級職員で判断し、また弁護士の意見を求めて行っているため、社会通念上、常識的な判断をしていると考えている。

一方で、これは行政処分を科すための判断ではなく、警告というお願い文書を送付するための判断であった。そこで第三者機関を介さずに行ったことについては適正な処理であったと考えている。もし第三者機関や行為者に対する意見を求めるべきであるとするならば、カスタマーハラスメント条例においてそうした制度を整備していくべきだと考えている。

(紹介議員 (森谷議員) から発言の申し出あり)

○沖田委員長

紹介議員。

○紹介議員 (森谷議員)

まず、請願者は市長宛てに40分の音声テープを請願として送付している。市長へのメールは受け付けてもらえなくなっているようにも聞いている。その請願の録音を市長は聞かないと言って終わったとも聞いている。つまり、証拠のようなものがあるのに見ようともしていないのである。市に不利な証拠は見てくれないということを私も体験している。

もう一つは、内容を見て判断するのが一般的であると思うが、防災安全課長の判断は回数や時間だけであり、電話の内容は関係ないとしている。この判断は明らかに間違っている。間違っているにもかかわらず、弁護士が言っているから正しいとなっており、常識的なことが全て排除されている。市長をトップとする部長グルー

プで行ったというのも、身内であるため第三者とは言えない。また弁護士についても、請願者が6か月接触しなければ報酬を支払うという契約になっており、中立性は見えない。回数や時間で判断するから正しいということも間違っている。

○防災安全課長

弁護士への委託内容についてであるが、警告書に対する質問は弁護士事務所にお願ひするという形で送付しているため、接触を禁止したわけではないことを申し添えておく。

また、先ほど防災安全課の情報公開請求が14件で2番目であったと申し上げたが、この情報開示請求の対応のために、現在担当職員が半年以上ほとんどこの仕事だけをしている状態であり、通常業務が困難な状況に陥っている。

そうした事情も併せて、この警告の対応について弁護士事務所に依頼したという背景がある。

○沖田委員長

その他、委員から質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであれば、次に進む。

(7) 請願第73号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について

○沖田委員長

委員から参考のため執行部に確認したいことはあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、次に進む。

(8) 請願第74号 産業経済部職員による飲酒事案に係る不透明な処分プロセス及び事実隠蔽の疑いに関する真相究明を求める請願について

○沖田委員長

委員から参考のため執行部に確認したいことはあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、質疑を終了する。

(9) 請願第75号 専門的知見を要する調査検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について

○沖田委員長

委員から参考のため執行部に確認したいことはあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、質疑を終了する。

(10) 請願第 76 号 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について

○沖田委員長

委員から参考のため執行部に確認したいことはあるか。

○西田清久委員

本日出されている複数の請願は、一つの事案に関して様々な角度から提出されていると客観的に感じている。これまでも様々な質疑や答弁があったが、執行部の担当課の職員が通常業務を行う中で、これらの一連の請願や様々な要求によってどれだけ業務に影響を及ぼしているかまでは、我々はなかなか計り知れない部分がある。

その中で、本請願第 76 号についても、12 月 8 日に受領印が押されたものに対し、12 月 15 日に教育部長が合格の決裁を行っている点について、受け取った成果物を適正に検査した上で合格として決裁されているのか、改めて確認しておきたい。

○スポーツ振興課長

報告書の件については、令和 5 年 12 月 6 日にデータを受け取り、当課においてその内容を 12 月 8 日に検査を完了している。紙媒体や CD-R は 12 月 15 日に手元に届いたが、内容の検査自体は令和 5 年 12 月 8 日に完了しているという認識である。

○佐々木委員

スポーツ振興課長が出席されているので何うが、12 月 10 日が契約期限であったと記憶している。12 月 8 日にデータを受領したとのことであるが、成果品は紙媒体 2 部と CD-R ともう一つの 3 点セットであり、これが提出されたのは 14 日か 15 日頃の流れである。12 月 10 日の契約期限には間に合わなかったものの、検査は完了していることをもって契約完了と受け取って良いのか、その点はいかがか。

○スポーツ振興課長

契約書上の完了報告書の提出期限については、業務委託完了日である 11 月 30 日から 10 日以内、すなわち 12 月 10 日までに提出することとなっている。さらに、検査はその完了報告書の提出があった日から 10 日以内に行うこととなっている。

まず、完了報告書のデータが提出されたのが 12 月 6 日であり、それに基づく検査を 12 月 8 日に行ったため、定められた期限内に提出があり、検査も完了していると認識している。

○佐々木委員

つまり、契約どおり成果物も期限内に提出され、それを基に検査が適切に行われたという解釈で良いか。

○スポーツ振興課長

当課としては、契約書に定められた期限内に提出され、検査が完了していると認識している。

○沖田委員長

ほかの委員から質疑はないか。

(紹介議員 (森谷議員) から発言の申し出あり)

紹介議員。

○紹介議員 (森谷議員)

契約では紙媒体で納品することになっており、データで検査を行うようには定められていないため、その時点で不適切である。また、データをいつ受け取ったのか私は知り得ないし、データと紙媒体が一致するかどうかを検査しようとしても、業務仕様書における成果物は 3 点である。給付が完了した後にしか検査はできないというのが大原則である。

成果物は本編の紙媒体、概要版の紙媒体、そしてCD-Rの 3 点であるが、CD-Rは間に合わず遅れて受領したため、その際は添付を省略すると記載されている。物理的に不可能だからである。

そして、CD-Rのプロパティを確認したところ、作成日が12月13日・14日となっており、現物の紙媒体が完成する1、2日前に作成されたものである。

仕様書に定められた成果物である紙媒体の内容と、ファイルで添付されたデータとの整合性について、一字一句同じでなければ検査とは言えないし、仮に一字一句同じであったとしても、本来の成果物を検査したとは言えない。どちらにしても不適切であると考えている。

○沖田委員長

その他委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、質疑を終了する。

請願の審査は以上である。請願の採決については、2月24日に開催した本委員会において議案の採決の後に行うことに決定したため、後ほど行う。

以上で議題1を終了する。

続いて、本委員会に付託された市長提出議案8件の審査に入る。

2 議案第1号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○柳楽副委員長

委員の定数について、識見者4人以内とあるが、具体的にこの中に法律に詳しい方が含まれるか確認したい。

○防災安全課長

具体的な人選についてはこれからであるが、事務局としては弁護士等の法律の専門家や、関連する知見を持つ大学教授などをお願いしたいと考えている。

○戸津川委員

検討委員会の委員について、具体的に識見者 4 人以内とあるが、現時点で各団体などどのようなところを考えているか予定があればお願いします。

○防災安全課長

識見者 4 人以内の具体的なことについてはまだ考えておらず、これから詰めていきたいと考えている。先ほど申し上げたように、弁護士等の法律の専門家や大学教授等の知見のある方を考えている。

○戸津川委員

検討委員会がどの程度の頻度で開催されるかについて、議案質疑でも言及があったかと思うが、改めて確認させてほしい。

○防災安全課長

委員会を開催し、そこで意見を集約して新たな議題を作成することを考慮すると、1 か月程度は間隔を空ける必要があると考えている。

○戸津川委員

検討委員会で議論され、業者へのアンケート等も実施し、その取りまとめ等も委託されると伺っているが、どのような種別のコンサルタントに依頼する予定か教えていただきたい。

○防災安全課長

委託業者については、単にアンケート調査を行って集計するだけでなく、カスタマーハラスメント条例やその運用に関して知見のある業者から、進め方についてもコンサルティングを受けることを考えている。

○戸津川委員

アンケートを実施するとのことであるが、どのような範囲を対象に行うのか教えていただきたい。

○防災安全課長

商工会議所等を通じて、市内の事業者に対し可能な限り調査を行いたいと考えている。商業関係、教育関係、福祉関係、そして市役所等も含めてアンケートを実施したいと考えている。

○戸津川委員

カスタマーハラスメント防止条例の制定について、おおむねいつ頃になるかの見通しやスケジュールについて教えていただきたい。

○防災安全課長

スケジュール的にはできるだけ年度内を目指しているが、罰則的なことを考慮した場合には関係機関との協議が必要となるため、3 か月程度などさらに延びる可能性があると考えている。

○佐々木委員

先ほど識見者 4 人で弁護士という話もあったが、報酬額が日額 6,000 円となっている。これで大丈夫か。

○防災安全課長

言われるとおり 6,000 円というのは通常の委員会の報酬と同額であるため、何とか来ていただける方をお願いしようと考えている。

○沖田委員長

その他、委員からはないか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、次に進む。

3 議案第 2 号 浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○岡本委員

この内容は、浜田市まちづくりセンターと、国スポ・生涯スポーツに関することであるが、これについて少し内容の説明をお願いしたい。

○行財政改革推進課長

まず 1 点目の浜田市まちづくりセンターの設置管理及び廃止に関することである。これについては、現在も浜田市まちづくりセンター条例に規定している内容である。今回、浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を作成することにしたため、同内容であるまちづくりセンターの設置管理及び廃止に関することについて、この条例の中に改めて整理し直したものであり、特段何かが変わるというものではない。

2点目の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関することである。これについては、スポーツ基本法に定められた大会であり、スポーツに関する全国的な大会であると認識している。基本的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、スポーツに関すること全般については大原則として教育委員会で実施することが定められている。一方で、学校の体育を除くそれ以外のスポーツについては、条例で定めることによって市長部局で実施できるという規定もある。今回、国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会等が非常に大きな大会であり、市全体で大会成功に向けて取り組むという観点から、教育委員会の枠を超えて市長部局へ移管するために本条例に規定した次第である。

○戸津川委員

令和 8 年 4 月に機構改革を行うとのことであるが、教育委員会とは別に市長部局が管理する組織に置かれるということか。現時点での予定としての機構の位置付けと、令和 12 年の国民スポーツ大会終了後について教えていただきたい。

○行財政改革推進課長

機構上の位置付けについてである。議案の附則第 2 項に行政組織条例の改正につ

いて記載しているとおり、市民生活部の中に国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関することを規定することとしており、この事務についても市民生活部に属する形となる。

大会終了後についてであるが、前回のくにびき国体の際も残務処理などがあったと聞いているため、その残務処理が終了した後に組織が解散となり、条例からも規定がなくなっていくと考えている。

○沖田委員長

その他、委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、ここで暫時休憩する。

[11 時 02 分 休憩]

[11 時 12 分 再開]

4 議案第 10 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

○沖田委員長

委員から質疑はあるか。

○戸津川委員

昨日の議案質疑でサウナに関する事故があったことが分かり、それに関連して全国的な流れで今回の改正が追加されたものと考えているが、近隣の状況について、こうした条例改正の状況が分かればお願いします。

○予防課長

今回の火災予防条例の一部改正については、県内で同時に行われている。施行期日は令和8年3月31日であり、概要についても全く同じ内容となっている。

○沖田委員長

その他、委員から質疑はあるか。

○佐々木委員

サウナ設備が一般サウナ設備に文言改正されたとのことだが、一般サウナ設備とはどのような形態のものを指すのか。

○予防課長

現行では「サウナ設備」として一括りにしていた。しかし、近年のサウナブームを背景に、屋外におけるテント型のサウナやバレル型のサウナを活用したサウナ設備が普及してきており、現状の建物内にあるサウナを基準とした火災予防の規制と合致しなくなった。そのため、今回は屋外でのテント型やバレル型のタイプで簡易サウナ設備に用いられるものと、それ以外の公衆浴場やホテル等の施設内に設けら

れる一般サウナ設備に分けることとなった。

○佐々木委員

対象は何箇所かあるのか。

○予防課長

現在は浜田市内において 9 施設ある。これら 9 施設は全て一般サウナであり、簡易サウナ設備はない。

○岡本委員

サウナの改善をされるとのことだが、具体的に何を改善しようとし、どのようなチェックを行うのか、内容について分かりやすく説明をお願いしたい。

○予防課長

今回、簡易サウナ設備と一般サウナ設備を明確に分けて条例化している。簡易サウナ設備については、最大出力が 6 キロワット以下の電気または薪を燃料とする設備を使用するものであり、届出があった場合にサウナストーブと可燃物との距離を確認する。届出は事業者のみであり、個人の住宅に設けるテント型やバレル型のサウナ設備は今回の対象となっていない。

○岡本委員

今回の事故は扉のノブが外れたことが原因とのことであり、ノブの形状等についても消防として規定の中でチェックし、より安全な方向へ指導していく形になるかと思うが、その点についてどのように考えているか。

○予防課長

昨年 12 月に発生したサウナ設備の火災を踏まえ、現在の 9 施設を確認したところ、今回火災があった場所と同じようなノブを使用しているところはなかった。扉の開閉や、中にいる人が火災に遭った際の避難経路、また 9 施設中 4 施設が非常ブザーを設置していることも確認した。今回の事故では非常ブザーがうまく作動せず事業所へ連絡がいかなかった。設置されている 4 施設については警報器具が適切に維持管理されているかもチェックしている。

○岡本委員

馴染みのあるのは美又のサウナであるが、出入りする際にノブを引くのではなく、押し出すことで開くのが最も安全であると思うが、そうした指導も行っていく考えか伺う。

○予防課長

委員ご指摘のとおり、扉の部分の規制については火災予防条例においては定められていない。建築基準法の中で扉に関する基準が適合するようになっていると考えている。

○岡本委員

建築基準法については理解できるが、確認申請時に消防へ意見を求める流れがある。このような状態があった際には、扉の形態や通報設備について消防としても自主的かつ二重にチェックする機能があつてしかるべきだと思うが、今後チェックの

対象に入れていく考えはあるか。

○予防課長

委員ご指摘のとおり、今回の事故を踏まえると、火気を取り扱う場所の扉についてはしっかりと確認していく必要があると考えている。関係機関と情報共有を図り、しっかりと対応していきたい。

○岡本委員

第2項の住宅における火災予防として、感震ブレーカーの追加等について記載があるが、この内容について具体的な説明をお願いしたい。

○予防課長

令和7年1月1日に石川県輪島市において大規模地震が発生し、火災で多くの住宅が延焼したことはご承知のとおりである。この火災は電気による原因があったとされており、それを踏まえて今回の感震ブレーカーの普及推進が火災予防条例に規定されたと考えている。浜田消防においても県内の他の消防も同じだが、電気火災を防ぐためには感震ブレーカーを用いることで、電気が復旧した際に家の中への通電を遮断できる体制を構築することが重要であると考えている。この条例を踏まえ、市民に対する普及啓発を行っていく所存である。

○岡本委員

能登のことを言われたが、通常のブレーカーは過電流で落ちる仕組みであるが、今後は地震の振動で落ちる感震ブレーカーを進めようという内容であると理解した。地震後に避難し、帰宅して通電した際に電気ヒーター等が原因で火災になることを予防するような内容であるか。

○予防課長

委員ご指摘のとおり、地震発生後の対策も重要視しなければならないと思っている。電気が復旧する中でそのまま通電してしまうと、電気設備等と可燃物が近くにあった場合に発火する可能性があるため、通電する前に各部屋の火気設備が可燃物に接触していないかを確認する必要がある。付け加えると、令和7年3月定例会議において感震ブレーカーに関する質問があり、浜田消防においてはすでに普及啓発を行っている。市内において36件の普及啓発を行ったことを申し添える。

○柳楽副委員長

感震ブレーカーの取付けに対する補助があればより取付けやすいかと思うが、安いものでは5,000円程度で後付けできるものもあると伺ったため金額での補助は難しいかもしれない。今後そういった補助を検討する予定はあるか伺いたい。

○予防課長

現時点で浜田市において設置に向けた支援事業は行っていない。県内においても現時点では支援事業は行われていないが、検討しているところはある。設置に向けての補助も必要かもしれないが、石川県や大分での大規模火災等を受けて市民の関心は非常に高まっており、直接消防へ感震ブレーカーの模型を確認に来て、その動きを見て購入された方もいる。消防としては、感震ブレーカーの模型を用いて市民

にその仕組みや動作をしっかりと説明し、普及啓発を図っていく必要があると考えている。

○沖田委員長

その他ないか。

(「なし」という声あり)

5 議案第 11 号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

○川神委員

非常勤消防団員の最近の増減について教えてほしい。

○警防課長

3月1日現在で721人の消防団員が在籍している。浜田市の消防団員数は人口1万人当たり約151人であり、全国平均の約59人と比較すると約2.5倍となっている。消防団員数の推移については、浜田市の人口が10年前と比較して約14%減少しているのに対し、消防団員数は約7%の減少にとどまっており、比較的維持できていると考えている。

○川神委員

とても良い数字だと思うが、非常備の消防力が発揮できるかは現場に出られる人員数にかかっていると考えます。今回の改正について、このタイミングで行う意味を教えてください。

○警防課長

この改正は、毎年給与法の一部改正において俸給月額が改定されることに伴うものである。浜田市においては、一昨年成立した一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により、改定された扶養手当の規定に係る経過措置が令和8年3月31日に終了することから、損害補償額の算定基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について改正するものである。このため、一般職の給与の改定に伴って行うものである。

○川神委員

併せて、これまでにこの損害補償に該当する消防団員がいたか教えてください。

○警防課長

過去の公務災害について申し上げますと、平成12年、13年、17年、26年、29年、令和4年に訓練中での災害が発生しており、令和5年については火災による公務災害が発生している。

○佐々木委員

今回提案された補償基礎額の変更について、活動中の負傷などの補償ということで、いわゆる一時的な見舞金のような位置付けか。

○警防課長

けがの状態によって補償の種別が複数あり、療養補償、休業補償、障害補償、介護補償など、状態に合わせた補償内容となっている。

○佐々木委員

補償金額は年数等の違いで示されているが、例えば10年未満の9,700円が1万円に引き上げられたことについて、この1万円が負傷時に支払われる金額なのか。それとも別に保険のようなものがあり、そこから支払われる仕組みになっているのか。

○警防課長

補償基礎額というのは、受けた災害補償に対して様々な係数があり、その係数を掛けた金額を支払うことになっている。基本となる補償基礎額に対し、等級によっては何十倍、何百倍にするという内容になっている。

○岡本委員

通常、消防団員は別の業務、例えば大工をしており、緊急招集を受けて事故に遭った場合、業務外であるためどのような補償になるのか疑問に思った。その身分や事故後の補償についても明文化して保障していく必要があるのではないかと考えるが、いかがか。

○警防課長

補償の中に休業補償があり、収入を得ることができない期間について、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する形になっている。

○岡本委員

60%とのことだが、残りの40%についての補償はないということか。

○警防課長

現状の補償内容についてはそのようになっている。

○岡本委員

これ以上議論は深入りしないが、業務中の事故であれば様々な補償があるのに対し、緊急時に市民のために出動して事故に遭った際の補償が60%では、消防団員にとって厳しいのではないかと感じた。消防団員をある程度確保しようと思ったならその辺の対応も必要かと思った。今後の課題として調査してみたい。

○消防長

委員が言うとおりでである。休業補償は補償基礎額の60%に日数を掛けたものであるが、補償基礎額自体が最大の状態、例えば死亡時などに合わせて設定されているため、休業の60%という数字が小さく見えるかもしれないが、あくまで上限の数字を出すために基礎額が定められているものと理解してほしい。

○岡本委員

私の知る範囲では、建設業の労災補償においても法に基づく日数だけでなく、補償が不十分であるとして事業主が支払うべきとする判例が出ており進んでいる。現

状との乖離があるように感じていることを申し添えておく。

○消防長

承知した。今後、知識を深めて理解していきたいと考えている。

○沖田委員長

ほかに質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであれば、次に進む。

6 議案第 14 号 浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであれば、次に移る。

7 議案第 15 号 弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

○政策企画課長

弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、補足説明を行う。本日の委員会用に議案資料に加えて提出している資料に基づく補足である。

まず「辺地」の定義であるが、法律上「交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比べて住民の生活文化水準が低い山間地、離島その他へんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当している地域」とされている。こうした地域間格差の是正を図ることを目的に制定された「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、本議案で提出している辺地の総合整備計画を定めることにより、辺地対策事業債等の財政的支援を受けることが可能となる。

この辺地対策事業債は、充当率が 100%であり、元利償還金の 80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるという大変有利な財政措置のある地方債である。

本議案の弥畝辺地、並びに次の議案第 16 号で提案している小国辺地については、辺地の要件を満たしていることと、国の財政支援を受けることを前提に、令和 8 年度に各事業を予定している。

弥畝辺地については、令和 8 年度にふるさと体験村改修事業を行う予定である。事業内容としては、体験村において来場者や宿泊者が快適に利用できるよう空調設備の整備を計画しており、総事業費 1,307 万 9,000 円のうち、辺地対策事業債を 1,300 万円充当する予定である。

○沖田委員長

委員から質疑があれば、挙手にてお願いします。

○西田清久委員

昨日の議案質疑においてもいろいろ質問があったが、ふるさと体験村を快適に過ごせるようにすることは非常に良いことだと考えている。この辺地の整備はしっかりとした計画に基づくものであるが、空調設備が整備されることと連動して、施設を管理運営する側から、より多くの方に足を運んでもらうためのPR等の計画性はどのようになっているか伺う。

○弥栄支所産業建設課長

エアコンの設置と直接連動した計画が策定されているわけではないが、近年酷暑が続いており、宿泊や交流事業における利用者の熱中症リスクの回避といった安全確保は必須であると認識している。また、利用促進やリピーター確保の観点からも快適な環境は必要である。選ばれる施設として交流人口の拡大を目指す中で、エアコンがない状態では夏季の集客が困難であるため、環境が改善されれば、現在の指定管理者の計画も数値目標を含めてよりスムーズに実施できるものと考えている。

○西田清久委員

訪れた方々が滞在体験を通じて満足し、リピーターとなって友人や家族を連れて再訪したいと心から思えるような空間へと発展していくことを期待している。

○川神委員

先ほど利用者からの声ということがあった。温度管理は環境整備において極めて重要であると認識している。一方で、そうした設備がなくても魅力のある地域や施設にはそれなりの強みがあるとも考えるため、エアコン整備が集客の絶対的な決め手になるとは限らないが、実際のところ、最近の異常気象を踏まえて、温度環境の快適さに関する利用者からの具体的な声はどの程度あるのか伺う。

○弥栄支所産業建設課長

正確な集計をとっているわけではないが、特に日中営業となる食堂や宴会での利用者からは、かなりの数の意見が寄せられており、私自身も直接耳にしている。昨年利用された議員からも厳しい意見をいただいております、多くの利用者が最近の暑さに課題を感じていると認識している。

○川神委員

地域で重要な施設として盛り上げようとしている中で、外部へのPRが非常に弱いのではないかと危惧している。PR戦略がなければ来場者も増えず、空調設備の整備も十分に活かされないと考えるが、PR戦略についてどのように考えているか伺う。

○弥栄支所産業建設課長

現在のPRはSNSを中心に行っている。昨年はホームページの改修も行ったが、それだけでは集客が難しい側面もある。現在は市の関係機関の協力も得て広島方面などへのPRを行っており、徐々に団体利用等も増えつつある。しかし、市内や町

内において施設の再開が十分に認知されていない状況もあるため、行政も一体となってPRを強化していく必要があると考えており、この点は最大の課題として指定管理者とも認識を共有している。

○佐々木委員

昨年、別の目的で本施設について委員会で聞き取りを行った際、管理者から、夏季に宿泊した団体客から「今時このような施設にクーラーがないのは信じられない」と激しく苦情を受けたという話があった。昨今の暑さを考慮すると要望はさらに高まっていると考えられ、本施設への空調整備の必要性を強く感じている。

今回 1,300 万円の事業費が計上されているが、設置対象は食堂がある施設と研修道場 2 棟の計 3 施設という認識で良いか伺う。

○弥栄支所産業建設課長

施設については、桑田及び箸立の研修道場 2 棟と、食堂兼事務所の味里という施設の計 3 棟が対象である。ログハウスは全体で 5 棟あるが、うち 2 棟については昨年度、市の廃止施設からエアコンを移設済みであるため、今回の事業では残りの主要施設に対応する計画である。

○佐々木委員

研修道場と食堂の計 3 棟に対する整備で 1,300 万円ということか。ログハウスの残り 3 棟についてはどのようにするのか。

○弥栄支所産業建設課長

ログハウスの残り 3 棟については予算の都合上今回の対象外としているが、うち 1 棟については引き続き市の廃止物件からの移設を計画している。

○柳楽副委員長

進行を交代する。

○沖田委員長

このふるさと体験村の改修事業について、暑さに関する苦情は今に始まったことではないと思うが、なぜこの令和 8 年というタイミングでの実施となったのか伺う。

○弥栄支所産業建設課長

施設の再開時にもエアコン設置は検討したが、他の改修費用が多額であったことと、約 5 年前の時点では現在ほどの酷暑を想定していなかったため見送った経緯がある。しかし気象データを見ると、5 年前と比較して 9 月の最高気温が約 4.4 度上昇している状況であり、本来であれば早期に設置すべきであったと認識している。

指定管理者の運営も 3 年が経過し実績が出てきたこのタイミングで、改めて提案した次第である。

○沖田委員長

施設運営には指定管理者だけでなく、弥栄みらい創造会議という住民組織も深く関わっている。今回のエアコン設置の要望は、指定管理者が主体となったものか、それとも、まちを上げての総意としての要望に応えたものか伺う。

○弥栄支所産業建設課長

運営側として必須であるという要望に加え、みらい創造会議を含めた町内の方々からも、施設を利用する上で現状は問題があるという声が上がっており、双方からの要望を受けて今回の提案に至っている。

○沖田委員長

初歩的な確認であるが、今回設置するのは冷暖房設備であるか。

○弥栄支所産業建設課長

エアコンであるため冷暖房兼用であるが、冬季は休業する期間もあるため、主には冷房としての使用がメインになると考えている。

○沖田委員長

冷暖房かどうか確認したのは、ふるさと体験村のそば打ち施設で、冬季に石油ストーブを強く焚いているのを見たためである。弥栄は寒冷地であるが、石油ストーブの臭いでせつかくのそばの風味が損なわれていると感じていたため、エアコンの導入は非常に良いことであると考えている。

○柳楽副委員長

進行を戻す。

○沖田委員長

その他委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

この際、暫時休憩とする

[11 時 55 分 休憩]

[13 時 00 分 再開]

8 議案第 16 号 小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

○政策企画課長

この計画については、令和 5 年 3 月の市議会定例会議において、谷口橋整備事業に係る事業費の計上、そして計画期間を定める内容として議決をいただいたところである。本議案は、当該計画に係る事業費、辺地対策事業債の予定額、及び計画期間を変更するものである。

計画変更の理由は、橋梁の架替えを進める中で県道取付け区間の延伸や河川内の仮設計画の変更が生じたこと、そして工事に係る特殊資材の納入遅延が発生したためである。

事業期間については、令和 5 年度から令和 7 年度までとしていたものを令和 8 年度までに延長する。総事業費は、当初計画の 1 億 6,485 万円から 2 億 2,388 万円に増額し、これに合わせて辺地対策事業債の活用額も当初の 8,310 万円から 1 億 2,520 万円に増額する内容となっている。

○沖田委員長

これより質疑を行う。質疑のある方は挙手にてお願いします。

○戸津川委員

谷口橋の整備事業について、河川及び接続する県道の改良がすでに進んでいると認識しているが、今回の増額に伴い具体的にどの部分が変更されたのか詳細な説明をお願いします。

○建設整備課長

今回の主な増額理由は、谷口橋に接続する県道のかさ上げ工事費が約 5,000 万円以上増加したことによるものである。当初は現道の位置でのかさ上げを想定していたが、詳細な測量・設計を進めた結果、元の位置でのかさ上げでは橋梁や他の道路との取付線形が厳しく困難であることが判明した。そのため、県道を橋から離し、全体的に改良区間を延伸してかさ上げ工事を行う設計に変更した次第である。

○岡本委員

説明の中に「特殊資材」という言及があったが、これは工法が変更になったという意味合いか。

○建設整備課長

政策企画課長が説明した特殊資材については、工期の延長理由として挙げたものである。特殊資材の納入に時間を要したため工期を延長したのであり、今回の事業費増額の主な要因は県道工事の設計変更によるものである。

○佐々木委員

設計とおりに取付けができずかさ上げ等の変更が生じたとのことだが、これは当初の設計段階では予測が難しく、実際に事業を進める中で初めて困難な点が判明したということか。

○建設整備課長

本来であれば当初から把握できていれば良かったと認識しているが、詳細な測量・設計を実施し、現地の地盤高や県道との離隔距離が明確になった段階で、現道位置でのかさ上げが困難であることが判明したため、それに合わせて設計変更を行った結果である。

○佐々木委員

合計約 6,000 万円の事業費増額となっており、一般財源が 1,250 万円、残りの約 9,800 万円が特定財源とのことであるが、この特定財源の内訳はどのようなものか。

○建設整備課長

特定財源については、社会資本整備総合交付金、国庫からの補助である。

○佐々木委員

事業費の内訳として、社資交付金が約 1 億円、辺地債が約 1 億 2,000 万円とほぼ半々になっている。辺地債の方が財源として有利であると推測するが、全額を辺地債で対応できなかった財源調整の背景について伺う。

○建設整備課長

全体の事業費約 2 億 2,300 万円に対し、約半分にあたる 9,800 万円が国庫補助であり、残りの額がほぼ辺地債の対象となっている。一般財源として記載されている部分は本来辺地債の全額対象額であるが、10 万円未満の端数は地方債の借入れが困難であるため、差額として一般財源が生じている。

○佐々木委員

辺地債の活用は県への申請に基づく許可制であると思うが、市としての枠や限度額が設定されているのか伺う。

○政策企画課長

辺地債をどの事業に充当するかについては財政担当課が県と調整を行っている。活用できる枠が定められており、その枠の範囲内で対象事業に充当する調整を行った結果が、今回の弥畝辺地と小国辺地への配分となっている。

○沖田委員長

その他委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであれば、次の議題に入る。

9 同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑があれば挙手の上お願いします。

(「なし」という声あり)

質疑はないようであるため、次に移る。

10 執行部報告事項

○沖田委員長

執行部から、提出に至った背景やポイント等を簡潔に説明していただき、その後、委員からの質疑を行う。

(1) 「育ち、育てる、浜田をつくる市民委員会」の開催について

○沖田委員長

執行部から説明をお願いします。

○政策企画課長

第 3 次浜田市総合振興計画前期基本計画及び次期浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、広く市民の意見を参考にするため、本市民委員会を開催した。

開催日は 1 月 31 日土曜日と 2 月 7 日土曜日の計 2 回である。参加者は広報はまだ 1 月号や市ホームページを通じて募集し、57 名の応募があった。開催内容について

は、当日は参加者を6班に分け、各班にファシリテーターを配置して意見交換やグループ発表を行うワークショップ形式で進行した。

ワークショップのテーマは、「市外の人に伝えたい浜田市が誇る3つの地域資源」や、テーマ別の目指すべき姿、市の魅力を高めるために必要な取組など、2日間で計6項目に及んだ。各班とも非常に良い雰囲気活発な意見交換やグループ間発表が行われた。

来年度から本格的に総合振興計画の策定検討に入る。現在は、計画策定支援を株式会社さとゆめに委託し、協議を進めている段階である。

今後は、本市民委員会を皮切りに、地域別・分野別のヒアリングや子ども向けワークショップなどを実施し、市民の意見を伺いながら総合振興計画の策定を進める。また、策定状況を見つつ、議員の皆にも中間報告を行い、意見を伺う予定である。

○沖田委員長

これより質疑を行う。質疑のある委員は挙手の上お願いします。

○川神委員

初歩的な質問であるが、ファシリテーターを務めた株式会社さとゆめはどのような会社であるか伺う。

○政策企画課長

株式会社さとゆめは、本事業の伴走支援を行う事業者としてプロポーザル方式で選定された企業である。本社は東京にあるが、実際のスタッフは広島や四国からその都度来訪、あるいはオンラインにて打ち合わせを進めている。

○川神委員

プロポーザルで選定したということであるが、ワークショップのテーマである「市外の人に伝えたい浜田市が誇る3つの地域資源」について、どのような意見が出たか伺う。

○政策企画課長

グループワークの最初のテーマとして話し合われた内容である。最も多かった意見は、海や山などの自然の豊かさであった。2番目は石見神楽であり、単なる伝統芸能という位置付けだけでなく、地域活動に活かせるのではないかとの意見があった。3番目は水産業であり、魚が豊富であることに加え、どんちっちブランドの魚等をさらに活かすべきとの意見が挙がった。

これら以外にも多数の意見が出され、改めて浜田市が豊かな地域資源を有していることを参加者全体で再認識する機会となった。

○川神委員

参加者の構成や属性について、大まかな内訳を伺う。

○政策企画課長

年齢構成は19歳から86歳までと幅広く、老若男女問わず幅広い世代に参加いただいた。職業についても、大学生や日頃から市政に関わりのある方だけでなく、様々な分野で活動されている方、またUIターンの方も多く含まれていた。

多様な背景を持つ市民が「浜田を今後どう良くしていくか」という共通テーマで意見交換できたことで、満足度の高い委員会となったと認識している。

○川神委員

UIターン者の構成比率と女性の比率について伺う。

○政策企画課長

手元に詳細な資料がないため後ほど報告する。UIターン者については集計項目がないが、男女比率については確認の上回答する。

○川神委員

今後の展開についてであるが、今回の市民委員会で出された意見は一定の方向性を示している。今後、策定委員会が進行する中でも、引き続きこの市民委員会は関与していくという認識で良いか。

○政策企画課長

本市民委員会は今回の2回をもって終了となる。ここで得られた膨大な意見については、現在株式会社さとゆめと共に整理を行っている。

来月以降は、新たなメンバーとして外部有識者等を含む総合振興計画審議会を立ち上げる予定である。今月中に各団体等へ委員選出を依頼し、4月から5月にかけて取組を本格化させる計画である。

○柳楽副委員長

膨大な量の意見を取りまとめるとのことだが、取りまとめ後にその結果を公表する予定はあるか。

○政策企画課長

今後の取組として地域別・分野別ヒアリングや子どもワークショップ等を予定しており、秋を目処にシンポジウムの開催を企画している。そこでワークショップで出たアイデアの発表や、市民委員会の参加者を交えたまちづくりに関する意見交換の場を設ける予定である。シンポジウム等を通じて多くの市民と情報共有を図り、計画策定に向けた機運を高めていきたいと考えている。

○柳楽副委員長

例えばホームページに取りまとめ結果を掲載するなどの対応は行わないということか。

○政策企画課長

アンケート結果や意見聴取の内容など情報が整理された段階で、ホームページへの掲載や審議会での報告を行う予定である。審議会の資料は当然ホームページに公開されるため、様々な形で情報提供・共有ができるよう進めていく。

○佐々木委員

今回は「育ち、育てる、浜田をつくる市民委員会」という名称で市民の意見を聴取したとのことだが、過去の総合振興計画策定時にも同様の市民意見を聴取する機会は設けられていたか伺う。

○政策企画課長

現行計画の前期及び後期基本計画の策定時においても、それぞれ市民委員会を開催している。いずれも2回程度の開催であり、参加者数も今回と同規模であった。

○戸津川委員

今後の予定にある「地域別・分野別のヒアリング、子どもワークショップ」について、対象となる地域や分野の具体例、及び子どもワークショップの開催形式について詳細を伺う。

○政策企画課長

地域別については、市内の5つの地域それぞれで意見聴取の場を設ける想定である。分野別については、すでに子どもの支援に取り組む団体から先月の段階で意見聴取を実施しており、その意見を基に子どもワークショップの開催を計画している。子どもワークショップは、小学生から大学生世代を対象に参加者を募り、2回程度のワークショップを経て出されたアイデアを秋のシンポジウムで発表・提案してもらう形式をイメージしている。まだ調整中であるので、企画が固まり次第、改めて報告する。

○戸津川委員

アンケートも実施するとのことだが、具体的な対象者について伺う。

○政策企画課長

これまで前期基本計画、前期基本計画策定時にも、中学3年生及び市外の高校に通う生徒を含む高校3年生を対象に、将来意識に関するアンケートを実施しており、今回も1月中旬から2月中旬にかけて実施済みである。今後は、子どもワークショップの対象層と同様に、小学生から大学生までの世代に対するアンケートの実施も検討している。これらについては伴走支援事業者である株式会社さとゆめの知見も活用しながら進めていく。

○戸津川委員

若年層の意見を聴取することは非常に良い取組であると思うが、少子高齢化の現状を踏まえ、高齢層に対する意見聴取も行うべきではないかと考えるがどうか。

○政策企画課長

成人や高齢層に対するアンケート調査についても検討を進めているが、予算の制約もあるため、実施手法等の整理がつき次第、前向きに取り組みたいと考えている。詳細が決定すれば改めて報告する。

○西田清久委員

委員会を2回開催したことで、総合振興計画の策定に向けてどの程度の効果や手応えを感じているか、執行部の率直な感覚を伺う。

○政策企画課長

私自身は現行の計画の策定には関わっておらず、今回の計画策定から担当となったが、私も実際に班に加わりファシリテーターとして市民の声を直接聞いたことで、行政の視点にはない自由な発想や、浜田を良くしたいという市民の純粋な思いを強く実感した。

学生からの提案や、この地域に長く暮らす方ならではの意見など多様な声が集まり、実現できるもの、発送的に面白いが実現的には難しいかと思いうものまで様々あったが、非常に有意義な場となった。

これらの意見をブラッシュアップし、議会への中間報告を重ねながら、来年度の12月定例会議において良い形で最終報告ができるよう努めたい。

○沖田委員長

ほかの委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(2) 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）について

○沖田委員長

執行部から説明をお願いします。

○人権同和教育啓発センター所長

12月定例会議の委員会で中間報告を行ったが、このたび計画を策定したので報告する。現行計画からの主な変更点は12月に報告済みであるため省略する。

人権尊重推進委員会の開催状況であるが、2月3日に第3回人権尊重推進委員会を開催して計画案を策定し、2月13日に市長へ答申された。

パブリックコメントを実施したが、意見の提出はなかった。なお、12月9日の委員会報告後に文言の修正を2箇所行っているため、資料をご確認いただきたい。

○沖田委員長

これより質疑を行う。質疑のある委員は挙手の上お願いします。

○佐々木委員

総論に「21世紀は人権の世紀と言われているが、20年を経過した今もなお、同和問題を始めとする様々な人権侵害や不当な差別が存在している」とある。現代におけるハラスメント等も含まれると推察するが、同和問題に対する啓発や教育が長年行われてきた中で、今もなおそうした差別が存在しているという認識は、表面的には見えにくいいため実感しづらい。実際にはどのような状況があるのか伺う。

○人権同和教育啓発センター所長

現在もそうした状況は存在しており、特にインターネット上やSNSにおいて差別的な内容が流布される事案が発生している。私自身も目にしたことがある。最近の啓発について、「寝た子を起こすな」という意見もあるが、現代においてはインターネットによって誤った情報に触れ、正しい情報を持たないままそうした情報に触れることで、無意識のうちに差別的な言動をとってしまうケースもあるため、より一層力を入れて啓発していくべきだと考えている。

○佐々木委員

ネット社会の弊害が生じていることは非常に残念である。教育や意識付けを行わなくとも自然に融和される社会になることが理想であるが、ネットの影響で新たな問題が生じつつあるという現状について理解した。

○沖田委員長

ほかの委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(3) その他

○沖田委員長

その他、執行部や委員から何かあるか。

○政策企画課長

先ほど市民委員会の件について川神委員からの男女比についての質問に回答できていなかったのを報告する。応募者総数 57 名のうち、男性が 27 名、女性が 30 名であり、女性の参加者が多い結果となった。

○沖田委員長

その他執行部から何かないか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

○川神委員

先ほど消防団の話があったので、消防団の管理や事務作業について伺う。全国の自治体において消防団の管理業務は煩雑であり、消防署の負担となっているケースが多い。近年はDXを導入して管理事務を効率化し、職員の負担を大きく軽減している事例も報道されているが、浜田市の現状と今後の導入に関する考え方を伺う。

○警防課長

現状の事務対応としては、パソコンのシステムを利用して費用弁償等の処理を行っている。それ以外の部分についてはDX化に至っていないが、他市の状況を調査しながら、本市においても導入が見込めるものについては推進していきたいと考えている。

○沖田委員長

その他、委員からはないか。

(「なし」という声あり)

それでは、執行部からの報告事項のうち、3月17日の全員協議会に提出して説明すべき事項を決定する。まず、執行部の意向を確認する。

○総務課長

本日報告した事項のうち、全員協議会に提出して説明したい議題はない。

○沖田委員長

ただいま執行部からの意向が示されたが、委員の皆、これで異議はないか。

(「なし」という声あり)

では、そのように取り扱う。

11 所管事務調査

(1) 令和7年12月定例会議で採択された請願(総務委員会関係)に係る事業等の進捗について

○沖田委員長

執行部から説明をお願いします。

○総務課長

令和7年12月定例会議において採択された総務委員会関係の7件の請願について、担当課から順次事業等の進捗状況を報告する。

○DX推進課長

請願第6号「浜田市ホームページの改善を求める請願」について報告する。

請願のあった5項目については既に機能を実装している。請願採択を踏まえ、アンケート等に基づき引き続き利便性の向上に努めていく。

○防災安全課長

請願第7号及び第8号について報告する。

請願第7号については、発令した避難情報に応じて安全な避難所を開設し、複数手段による情報伝達を継続している。また、避難支援が必要な要支援者に関する個別避難計画の作成を進めている。毎年の防災訓練においても各自主防災組織へ要支援者の避難訓練の実施を働きかけている。

請願第8号については、音響調査に基づく改善を図っている。情報伝達の強化として、令和8年度中に防災無線とSNS等の同時配信を可能となり、スマートフォンアプリ等との連携強化を進める。

また、自主防災組織において、防災無線の情報を活用した避難訓練も順次実施している。

○人事課長

請願第9号及び第10号について報告する。

まず請願第9号「市職員の接遇向上研修の強化」についてである。毎年度、新規採用職員に対して年度当初に接遇研修を実施している。また、市独自に動画による接遇研修を整備し、職員が随時見直して接遇向上に努められる環境を整えている。さらに、実際の窓口対応等において上司や同僚が適切に指導・共有を行うことで、職場全体での接遇向上を図っている。

続いて請願第10号「市役所職員の働き方改革」についての進捗状況である。毎週水曜日のノー残業デーの実施、年5日以上、年次有給休暇の取得促進、時間外勤務の抑制に取り組んでいる。今後は柔軟な勤務制度の拡充として、フレックスタイム制やリモートワーク等の導入について研究を進める。

○まちづくり社会教育課長

請願第16号及び第17号について報告する。

まず請願第16号「公共交通デマンドタクシーの運行拡充を求める請願」について報告する。現在の運行委託契約が令和8年度で最終年度を迎えるため、これまでの利用実績や地域状況を踏まえて運行内容の見直しを行い、令和9年度からの運行に

向けた準備を進める。

請願第 17 号「市内バス路線の維持及び再編を求める請願」について報告する。令和 6 年 2 月策定の浜田市地域公共交通計画に沿って路線の維持及び廃止路線の代替手段確保に努めており、引き続き取組を進める。高齢者支援の拡充ということで、敬老乗車券等については現在の制度が令和 8 年度までとなっているため、次年度以降の制度について検討を行う。運行情報のデジタル化については、その必要性を含め今後調査を行う予定である。

○沖田委員長

これより質疑を行う。4 課 7 項目にわたるため、発言の際は請願番号又は件名を述べてから質疑をお願いする。質疑のある委員は挙手をお願いする。

○川神委員

請願第 9 号の市職員の接遇研修について伺う。積極的に取り組んでいる姿勢は理解したが、接遇意識の維持・向上を図るため、具体的にどのようなメニューの研修を行っているか伺う。

○人事課長

新規採用職員に対しては、社会人としてのマナー、顧客対応、電話対応といった基本的なビジネスマナーを中心に研修を行っている。独自の動画研修では、電話や来客時の対応のほか、企業・個人宅訪問時のマナーや名刺交換等の実践的なビジネスマナーをメニューに組み込んでいる。

○川神委員

最も基本となる挨拶については、研修以前の社会人としての常識であると考えますが、これが徹底されるか否かで職場の雰囲気やモチベーションが大きく変わる。市長も徹底を求めている中、まだ温度差を感じる場面があるが、この点についてどのような指導を行っているか。

○人事課長

委員が言うとおり、挨拶は社会人としての基本である。市では職員の声かけ運動として「おはようございます」「いらっしゃいませ」といった声かけを推進しており、各課の朝礼等で復唱し意識付けを行っている。まだ不十分な部分があることは認識しており、取組の強化や再周知を図っていく。

○川神委員

現場でのフォローアップはどのように行われているか。

○人事課長

窓口対応等において不適切な言葉遣いや配慮に欠ける対応があった場合、同僚や上司がその場で実践的に指導することが有効であると考えている。また、市民から「対応が良かった」という声が寄せられた際は担当課へフィードバックを行い、モチベーションの向上と適切な対応への機運醸成に努めている。

○川神委員

的確な対応であっても、笑顔がなく機械的で冷たいという意見を市民から耳にす

ることがある。A I で代替可能な事務的対応ではなく、笑顔で親しみやすい対応を心掛けるよう引き続き指導をお願いしたい。

もう1点、請願第17号の「運行情報のデジタル化」について伺う。A I 社会において全国の自治体が導入を進める中、「今後調査を行う」という回答は非常に曖昧である。どのようなスケジュール感で取り組む考えか伺う。

○まちづくり社会教育課長

デジタル化については、バスの現在位置や運行状況の提供などを想定している。それ以外のA I 活用策についても、他市の事例を参考にしながら検討を進めており、前回の12月の委員会でも報告したとおり、順次具体的な形を検討していきたいと考えている。

○佐々木委員

接遇について感じていることとして、1階の総合窓口課の対応は素早く、適切な笑顔があり非常に良い。また、過日荷物を抱えて4階でエレベーターに乗った際、職員から非常に丁寧な声かけと案内を受け、良い印象を持った。多くの職員がこうした姿勢を持っていると感じており、ぜひ職員の皆へもこうした評価の声が届いていることを伝えていただきたい。

○副市長

お褒めの言葉をいただき感謝する。請願において「対応が悪い」との指摘を受け一方で、1階総合窓口課の対応については市長直行便等でもお礼のメールが多数寄せられており、高く評価されている。他部署についても同様にお礼の声が届いており、その都度励みとなるよう担当部署へ伝えている。職員の接遇レベルの基本は挨拶と適切な声かけであると認識しており、引き続き頂いた言葉を担当課に伝え、向上の努力を継続する。

○戸津川委員

接遇に関する内部の努力は十分伝わってきたが、そうした研修や取組を行っていることを市民へ外部発信、PRすることも、市の姿勢を示す上で効果的ではないかと考えるため、提案として申し添える。

○沖田委員長

よろしいか。

(「はい」という声あり)

以上で議題11を終了する。

ここで執行部は退席となる。挨拶が大事だという議論があったため、全員で挨拶をして見送りたい。

(執行部退席)

議案8件の採決に移る。採決前に自由討議を行う案件はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであれば、これより執行部提出議案8件について採決を行う。

・ **議案第1号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・ **議案第2号 浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・ **議案第10号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・ **議案第11号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・ **議案第14号 浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・ **議案第15号 弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・ **議案第16号 小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

本案は原案のとおり同意すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。

以上で総務委員会に付託された議案の審査を終了する。

この際、暫時休憩とする。

[13 時 55 分 休憩]

[14 時 22 分 再開]

○沖田委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

続いて、請願 10 件の採決に移る。採決前に自由討議を行う必要がある請願はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであれば採決に入る。採決においては、「不採択」という言葉が聞き取りにくいいため、発言される場合は「賛成」か「反対」かを明言し、その理由も述べていただくようお願いする。

・請願第 67 号 令和 7 年 12 月定例会議採択の総務委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見を願います。

(挙手なし)

ないようであれば、続いて反対や意見のある方は挙手の上、理由や意見を願います。

○岡本委員

本案件は前回も提出されており、採択から数か月しか経過していない段階で同様の請願が提出されることは、議会の議決権や継続性、権威を損なうおそれがある。したがって、請願という形式での提出は適切な手法ではないと考えている。議会運営の在り方として慎重に考えていくという考えで、議会が執行部をチェックする義務があることは承知しているが、このような形で請願が重ねられることには強い違和感を覚えるため、本請願については反対とする。

○戸津川委員

先ほどの所管事務調査での執行部報告のとおり、内容には即応可能なものもあれば、予算を伴い長期的な対応を要するものもある。そのため、処理経過や実施内容等の報告を早急に求めることは困難であると考え、本請願には反対である。

○沖田委員長

その他、意見はないか。

(「なし」という声あり)

それでは、請願第 67 号について採決する。本請願について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は採択すべきものと決した。

・ **請願第 68 号 浜田市公文書管理条例の制定及び公文書管理体制の抜本的改善に関する請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(挙手なし)

ないようであれば、続いて反対や意見のある方は挙手の上、理由や意見をお願いします。

○ **戸津川委員**

公文書管理については現在規則に基づいて適切に運用されている。条例を制定する必要性は感じられないため、本請願には反対である。

○ **柳楽副委員長**

規則によって一定の対応がなされており、条例化することによる明確なメリットが見出せないため、現状の運用で十分であると考え反対とする。

○ **岡本委員**

執行部の説明のとおり、規則で十分に運用可能であると理解している。条例を制定して厳格に縛る必要はないと考えるため、反対とする。

○ **沖田委員長**

その他、意見はないか。

(「なし」という声あり)

それでは、請願第 68 号について採決する。本請願について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛否同数)

賛否同数であるため、委員長の私が裁決権を行使する。委員長として、本請願について賛成とし、本請願は採択すべきものと決する。

・ **請願第 69 号 公文書開示業務の迅速化及び組織的な業務執行体制の構築に関する請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(挙手なし)

ないようなので、続いて反対や意見のある方は挙手の上、理由や意見をお願いします。

○ **戸津川委員**

執行部からの説明にもあったとおり、開示請求が特定の部署に過度に偏っており、通常業務と並行しての対応を余儀なくされている現状がある。早急な体制改善は困難であると判断するため、本請願には反対である。

○岡本委員

原則 14 日以内という規定の中で、諸条件がある中でも執行部は最大限の対応を行っている認識している。これ以上の迅速化を求めることには無理があると考え、反対とする。

○川神委員

請願者の主張に一定の理解は示すものの、執行部が現在の状況下で最大限の努力をしていることが確認できた。早急な改善は現実的に困難であるため、本請願については反対とする。

○佐々木委員

質疑を通じて、大量かつ複雑な案件を除き、ほとんどの請求が規定内に処理されており、各課が精一杯対応している現状を把握した。これ以上の体制構築を求めることは困難であると考え、反対とする。

○柳楽副委員長

執行部ができる限りの調査と提示を行っている状況を考慮すると、これ以上の過度な対応を求めることは現実的ではないため、反対とする。

○沖田委員長

その他、意見はないか。

(「なし」という声あり)

それでは、請願第 69 号について採決する。本請願について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手少数)

挙手少数により、本請願は不採択とすべきものと決した。

・ 請願第 70 号 公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する 請願について

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

○柳楽副委員長

本件は現在係争中の事案と関連しているため、継続審査としたい。

○佐々木委員

係争中であることに加え、「改ざん」という表現と執行部の「訂正」という認識の相違があり、実態が不透明である。さらなる事実関係の把握が必要であるため、継続審査を望む。

○川神委員

改ざんの有無や処分の妥当性について、我々議会が判断できるものではない。ただ、重要案件であるため、情報収集を継続して慎重に判断すべきと考え、継続審査

が望ましい。

○西田清久委員

係争中の事案であり、現時点で判断を下すことは時期尚早であるため、一定期間をおくため、継続審査とする。

○沖田委員長

その他、意見はないか。

(「なし」という声あり)

継続審査を望む意見が出されたため、まず継続審査とすべきか否かをお諮りする。本請願を継続審査とすべきことに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は継続審査とすべきものと決した。

・ 請願第 71 号 市民への適切な接遇の確保と公平なカスタマーハラスメント対策に関する請願について

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見を願います。

(挙手なし)

ないようであれば、続いて反対や意見のある方は挙手の上、理由や意見を願います。

○戸津川委員

本請願は、カスタマーハラスメント対策と職員の接遇向上を同一線上で論じているが、これらは別個に扱うべき問題であると考えため反対である。

○岡本委員

同意見であり、これらは切り離して考えるべき事項であるため反対とする。

○川神委員

同様に、請願の趣旨には理解できる部分もあるが、職務規定上の接遇とカスタマーハラスメント対策は分けて議論すべきであると考えため反対とする。

○西田委員

請願事項の中の第三者的視点や公平な判断プロセスの整備という主張には一定の理解を示すが、やはり職員の接遇とカスハラ問題は別問題であると判断するため反対である。

○佐々木委員

カスハラは原因の如何を問わず、暴言や長時間拘束等の行為自体を制限するものであるため、接遇と結びつける本請願には反対である。

○柳楽副委員長

職員の接遇とカスハラ対策は区別して考える必要があるため、反対とする。

○沖田委員長

それでは、請願第 71 号について採決する。本請願について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手なし)

挙手なしにより、本請願は不採択とすべきものと決した。

・ **請願第 72 号 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続の確立に関する請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見を願います。

○ **柳楽副委員長**

法的措置に関して事実確認が不十分な点があり、さらなる調査が必要であるため継続審査としたい。

○ **川神委員**

審査委員会の判断根拠等について、双方からの情報収集が十分ではなく、現時点での判断は困難であるため継続審査を望む。

○ **佐々木委員**

市の対応等を含め実態が不鮮明な部分が多く、結論を出すに至らないため、さらなる調査の継続を求める。

○ **西田清久委員**

両者それぞれの意見を聴くとまだ判断できないため、継続審査とする。

○ **岡本委員**

法的な問題が絡む複雑な案件であり、執行部や関連するところからより詳細な情報収集をするため継続審査を支持する。

○ **沖田委員長**

その他、意見はないか。

(「なし」という声あり)

継続審査を望む意見が出されたため、まず継続審査とすべきか否かをお諮りする。本請願を継続審査とすべきことに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は継続審査とすべきものと決した。

・ **請願第 73 号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見を願います。

○ **川神委員**

第 72 号と同様に、不当要求行為の認定に至る審査委員会の内容や双方の主張について、判断材料が不足しているため継続審査としたい。

○ **佐々木委員**

聞き取りを行っても依然として不鮮明な点が多く、結論を出す段階にないため継続審査を求める。

○西田清久委員

事実関係に不透明な部分が残されているため、継続審査とする。

○岡本委員

内容の全容が把握しきれておらず、より慎重な審査を要するため継続審査を支持する。

○柳楽副委員長

第72号と同様、さらなる調査が必要であるため継続審査をお願いする。

○沖田委員長

その他、意見はないか。

(「なし」という声あり)

継続審査を望む意見が出されたため、まず継続審査とすべきか否かをお諮りする。本請願を継続審査とすべきことに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は継続審査とすべきものと決した。

・ 請願第74号 産業経済部職員による飲酒事案に係る不透明な処分プロセス及び事実隠蔽の疑いに関する真相究明を求める請願について

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

(挙手なし)

ないようであれば、続いて反対や意見のある方は挙手の上、理由や意見をお願いする。

○岡本委員

本案件は過去から繰り返し議論されてきたものであり、執行部からの報告もなされている。本件について議会がこれ以上の判断を下す性質のものではないと考えるため反対である。

○川神委員

本問題についてはすでに議会として一定の見解を示しており、現時点で議会が関与・究明を行う立場にはないと考え反対とする。

○佐々木委員

議会としての調査・解明の権限には限界があり、これ以上の対応は困難であるため反対である。

○戸津川委員

議会として本案件にこれ以上踏み込む必要はないと判断するため反対とする。

○西田清久委員

過去に繰り返し出された請願・陳情であり、現時点で議会の審査対象としてはそぐわないと考えるため反対する。

○柳楽副委員長

本件は議会が対応すべき案件ではないと認識しているため反対とする。

○沖田委員長

それでは、請願第 74 号について採決する。本請願について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

挙手なしにより、本請願は不採択とすべきものと決した。

・ 請願第 75 号 専門的知見を要する調査検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

○佐々木委員

本会議でも言及があったとおり係争中の案件であり、現状では詳細が不明であるため、真相解明に向けた継続審査を望む。

○川神委員

現時点で、請願の趣旨が正当であるか否かを判断するための情報が不足している。時間をかけて慎重に審査を行う必要があるため継続審査を支持する。

○西田清久委員

係争中であり現時点での判断は困難であるため、継続審査とする。

○柳楽副委員長

係争中の事案であり、ヒアリングを通じて不明確な点が多いため、引き続き調査を行うべく継続審査をお願いします。

○岡本委員

他の委員と同意見であり、継続審査とする。

○沖田委員長

その他、意見はないか。

(「なし」という声あり)

継続審査を望む意見が出されたため、まず継続審査とすべきか否かをお諮りする。本請願を継続審査とすべきことに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は継続審査とすべきものと決した。

・ 請願第 76 号 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

○佐々木委員

第 75 号と同様に係争中の事案であり、双方の主張を聞いても真相の把握に至っていないため、今後の推移を見極めるべく継続審査としたい。

○川神委員

真相究明のためには更なる情報収集と踏み込んだ調査が必要であるため、継続審

査を要望する。

○西田清久委員

請願事項に理解できる部分もあるが、現時点では判断材料に欠けるため継続審査とする。

○柳楽副委員長

係争案件であり不明確な要素が残されているため、継続的な調査が必要であると考え継続審査をお願いする。

○沖田委員長

その他、意見はないか。

(「なし」という声あり)

継続審査を望む意見が出されたため、まず継続審査とすべきか否かをお諮りする。本請願を継続審査とすべきことに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は継続審査とすべきものと決した。

以上で総務委員会に付託された請願の審査を終了する。

なお、委員長報告については正副委員長に一任ということで良いか。

(「はい」という声あり)

それでは、3月17日の表決までに作成し、タブレットに入れておくので確認をお願いする。

この際、暫時休憩とする。

[14 時 50 分 休憩]

[15 時 28 分 再開]

12 地域井戸端会のテーマ設定について

○沖田委員長

先日、委員会でテーマを「防災と避難行動計画」と決定したところであるが、キャッチコピーやサブタイトルについて本日の委員会で協議することとしていた。

資料12を参照されたい。前回の議論を踏まえ、正副委員長で3案を考えた。これらの中から、あるいは新たな意見も踏まえて決定したい。意見のある方は挙手をお願いする。

○西田清久委員

3案とも良い内容である。地域井戸端会を通じて住民に何を求めるかという観点から、研修で学んだマイ・タイムラインの普及を広げたいと考えている。その意味では「マイ・タイムライン」という文言が含まれる案3が望ましい。まずは「万一の災害が起きた際、どう動くか。その準備はできているか」と住民に問いかけ、住民自身が準備の必要性に気づいた段階で、マイ・タイムラインの作成方法を分かりやすく説明し、共に作成する方向へ持っていくのが良いと考える。

○佐々木委員

案 2 と案 3 を組み合わせるのが効果的ではないか。メインタイトルを「災害が起きたら何をもってどこに逃げますか」、サブタイトルを「自分と家族を守るマイ・タイムライン」とするのが投げかけということで分かりやすいと考える。

○岡本委員

案 2 と案 3 を合わせた案は説得力があり、非常に良いと考えるため賛同する。ほかにも意見があれば伺いたい。

○川神委員

キャッチコピーはできるだけ短い方が良い。マイ・タイムラインは重要であるが、そこに行き着くまでのハードルを下げる必要がある。サブタイトルを「自分と家族を守るマイ・タイムライン」とし、メインタイトルは「災害発生！そのときあなたは何をする？」のように、より簡潔でインパクトのある言葉にするのが良いのではないか。

○沖田委員長

案 2 と案 3 の組み合わせ及びメインタイトルをより簡潔にするという意見でまとまりつつある。具体的な文案については、事務局の期限にまだ余裕があるため、改めて正副委員長で調整の上、LINE WORKSを通じて案を提示させていただく。委員はLINE WORKS上での確認をお願いする。

13 議会による事務事業評価の実施事業選出について

○沖田委員長

先日の委員会において、総務委員会の評価対象事業は「協働推進事業（地域支え合い生活支援事業補助金）」の 1 事業と決定した。本日はその選定理由の文案について決定する。

資料 13 を参照されたい。先日の委員会での協議内容を踏まえ、正副委員長でこのとおり文案を調整した。これについてご意見があれば挙手をお願いする。

このとおりで良いか。

（ 「はい」という声あり ）

それではこの文案のとおり議会広報広聴委員会に報告する。

14 今後の取組課題について

○沖田委員長

本委員会の今後の取組課題と進め方について協議する。

これまで、自主防災組織へのヒアリング、意見交換、避難所の運営状況、備蓄状況の調査など様々な意見が挙げられている。防災分野は非常に幅広いため、委員の皆様のご意見を整理するためのフォーマットを後日送付する。一定の提出期限を設けるため、それぞれの考えを書き込んでいただき、それを基に再度正副委員長で協議しする進行としたいと考えるが良いか。

(「はい」という声あり)

では、そのように進めさせていただく。

15 その他

○沖田委員長

委員からその他何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは最後に、請願および議案の各自の表決結果は最終日までにタブレットへ入力をお願いします。賛否及び反対理由はホームページに掲載されるため、簡潔かつ丁寧に記載していただくようお願いする。

以上で総務委員会を終了する。

[15 時 36 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務委員会委員長 沖 田 真 治